

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
05-31	優良乳用牛確保対策事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>酪農の経営安定に資することを目的とし、以下の経費を助成する。</p> <p>【Ⅰ. 優良乳用後継牛導入経費】</p> <p>① 対象経費は後継牛導入に係る輸送費及び輸送保険料とする。</p> <p>② 事業の対象となる優良乳用後継牛(雌牛)は次のとおりとする。</p> <p>1) おおむね18ヶ月齢以上とする</p> <p>2) 血統登録の証明書を持った牛とする</p> <p>3) おおむね3年間以上の良好なる飼育管理を受けるものとする</p> <p>【Ⅱ. 乳用牛預託育成経費】</p> <p>① 対象経費は乳用牛預託下牧に係る輸送費及び輸送保険料とする。</p> <p>② 事業の対象となる乳用牛は未經産牛とする。</p>	
② 事業対象者	兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の30%以内とする。	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)</p> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)</p> <p>・様式第2号の4～7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)</p> <p>・様式第7号～第13号</p>	
⑦ 関連法令等		
⑧ 特記事項	<p>本事業を行う事業主体は、兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合とする。</p> <p>複数の事業主体から申請があり、その補助申請額が予算額を超える場合は、予算額を各団体の事業費で按分した額を、各団体への補助金とする。</p> <p>(事業経費の30%以内)</p> <p>本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当する場合がある。</p>	